

令和 8 年 第 2 回

藤里町議会臨時会会議録

〔 令和 8 年 7 月 27 日 〕

藤 里 町 議 会

令和8年第2回藤里町議会臨時会会議録

1. 令和8年7月27日午前10時00分第2回藤里町議会臨時会が藤里町役場議場に招集された。

1. 本日の出席議員（10名）

1番 加藤 徳良	2番 土佐 正寛	3番 安保 正
4番 桐越 博樹	5番 伊藤 孝年	6番 門田 充
7番 淡路 孝也	8番 小森 久博	9番 小山 初美
10番 菊池 博悦		

1. 本日の欠席議員（0名）

1. 本日の会議に職務のため出席した者の職、氏名は次のとおりである。

議会事務局長	明石 雄吾	議会事務局職員	安保 裕美
--------	-------	---------	-------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	佐々木 文明	副町長	夏井 博文
教育長	金野 尚人	税務会計課長	小山 雅章
総務課長	淡路 博之	町民課長	細田 孝広
農林課長	佐々木 英樹	商工観光課長	齋藤 孝子
生活環境課長	村岡 徳一	教育委員会次長	小山 喜之

1. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第68号 町有財産の無償貸付けについて（旧秋田銀行藤里支店店舗）

議案第69号 町有財産の無償貸付けについて（旧秋田銀行藤里支店店舗）

議案第70号 令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分 開 会

○議長（加藤徳良） おはようございます。

定刻となりました。これより令和8年第2回藤里町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布の日程表のとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 日程第1 会議録署名議員を指名いたします。。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により当席より指名いたします。

9番 小山初美さん、10番 菊池博悦さんを指名いたします。

○議長（加藤徳良） 日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りといたします。

○議長（加藤徳良） 日程第3 諸般の報告を行います。町長より行政報告並びに提案理由の説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長

○町長（佐々木文明） おはようございます。本日は臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には何かとご多用の中ご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

私からは議案の提案説明に先立ちまして、行政報告を申し述べさせていただきます。

令和8年7月9日に宮城県仙台市で開催されました、白神藤里ファンクラブの設立総会及び発会式に出席して参りました。

7月16日の新聞報道等でご覧になられた方もいらっしゃると思いますが、白神藤里ファンクラブは、『藤里に住んでいなくとも、ふるさと藤里を応援したい』という思いのもと設立された会でありまして、町出身者のみならず、過去にお仕事で藤里町に滞在されていた方や、あるいは白神山地に観光に訪れ、藤里町を気に入ってくださった方なども入会されております。

発会式には、会員ら27名と、藤里町から私、商工観光課長、総務課担当者のほか、白神山

地ふじさと観光協会から代表理事と事務局長が参加させていただきました。藤里町の近況やふるさと納税制度をご紹介させていただいたほか、今後、実施予定の「ふるさと住民登録制度」についても、概要説明などのお時間をいただきました。

今後、あらゆる機会を通じて連携しあいながら、人口減少に負けないまちづくりに繋げて参りたいと考えているところでございます。

次に、旧秋田銀行藤里支店店舗の現状についてであります。今年3月に店舗統合され二ツ井支店に移転した藤里支店について、旧店舗建物を活用できないかと検討してまいりました。このたび、土地と建物いずれも取得することとなりましたので、ご報告いたします。

土地についてであります。個人の方が所有する土地であったため、所有者の方にご相談したところ、町が取得することについてご快諾をいただき、売買契約を済ませ、今月末に支払いを予定しております。

建物については、秋田銀行より無償で譲渡していただける運びとなりました。建物活用の趣旨をご理解いただけましたことに感謝申し上げます。

譲渡について、秋田銀行内での決裁がございましたことから、寄付採納願により、執り行うこととしました。ご寄付いただきました建物は、本日の議案として上程しておりますが、双山会に事業用として、またATMは現在の場所で今後も稼働することから秋田銀行に、いずれも無償で貸付けることとしたく、ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、建物1階部の銀行業務で使用していた配線等の撤去及びATMセキュリティ面における工事は今後、秋田銀行が行います。

また、貸付け後、双山会でも事業用に改修を行う予定と伺っております。

それでは、本臨時会に提出しております議案について、提案理由を述べさせていただきます。

議案第68号と議案第69号であります。町有財産の無償貸付についてであります。秋田銀行藤里支店の店舗を、それぞれに貸付を行うため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議案第70号は、令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算であります。粕毛簡水水源地の自家発電設備の更新が必要となったため増額するものであります。

以上が本臨時会提出議案の概要でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤徳良） これで町長の行政報告並びに提案理由の説明は終わりました。

○議長（加藤徳良） 日程第4 議案第68号「町有財産の無償貸付けについて（旧秋田銀行藤里支店店舗）」を議題といたします。

説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 議案の1頁目をお願いいたします。議案第68号について説明いたします。町有財産の無償貸付について。町有財産を次のとおり無償で貸付けする。1. 土地の所在地、地目、地積 藤里町藤琴字藤琴51番地 175.91平方メートル。2. 貸付けの目的 事業用施設。3. 貸付けの相手 三種町森岳字木戸沢199番地 医療法人双山会 理事長 島田 薫。4. 貸付の期間 令和8年8月1日から令和13年3月31日までの4年8ヶ月。

提案理由であります、無償により貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

次の頁をお願いします。こちらが図面でございます。①が1階の事務室部分、②はこれちょっと増設されたものがありまして、増設部分です。③は2階の書庫などでございます。合わせて、175.91平方メートルとなっております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 提案の理由については理解しました。確認ということで、貸付けの期間の設定の仕方ですね。年度途中からということで、4年8ヶ月となっていると思われますけど、この期間の設定の仕方の根拠、説明をお願いします。

○議長（加藤徳良） はい、総務課長

○総務課長（淡路博之） 期間の設定でございますが、財務規則によりまして、建物その他の財産の貸付けを、5年を限度としておりますので、まず年度末に合わせるような形で4年8ヶ月といたしました。

○議長（加藤徳良） はい、7番どうぞ。

○7番（淡路孝也） はい、理解しました。今後のことの展開になりますけども、更新の時期にきた場合ですね、その手続きというか前もっての調整みたいなものはどのような進め方になるのでしょうか。この後のことについてお願いします。

○議長（加藤徳良） はい、総務課長

○総務課長（淡路博之） こちらのほう、貸付けの契約後になりますが、再度改めてまた申し

出いただくという形になります。

○7番（淡路孝也） はい、わかりました。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。採決いたします。議案第68を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第5 議案第69号「町有財産の無償貸付けについて（旧秋田銀行藤里支店店舗）」を議題といたします。

説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） 議案の3頁をお願いいたします。議案第69号について説明いたします。町有財産の無償貸付けについて。町有財産を次のとおり無償で貸付けする。1. 土地の所在地、地目、地積 藤里町藤琴字藤琴51番地 14.44平方メートル。2. 貸付の目的 事業用施設。3. 貸付の相手 秋田市山王三丁目2番1号 株式会社秋田銀行 取締役頭取 芦田晃輔。4. 貸付の期間 令和8年8月1日から令和13年3月31日までの4年8ヶ月です。

提案理由であります。無償により貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

次の頁をお願いします。こちらも図面であります。1階部分のみです。大きくっております。今のATMのある場所と、その前の風除室合わせて14.44平方メートルでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 提案の理由については理解しました。この後ですね、医療機関が入る場合に、出入口はどの場所が出入口なるものか、そこひとつお知らせ願います。

○議長（加藤徳良） はい、総務課長。

○総務課長（淡路博之） 出入口としましては、患者さん等はこの風除室、今までの銀行の出

入口と同じような形になると想定しております。職員の方々は、銀行の職員さんが使用していた、裏側、脇のほうから入るようなかたちになります、いずれにしても、山下医院の開設日が少ないものですから、ATMはいつも開いているということで、出入口は同じとしております。

○議長（加藤徳良） はい、7番どうぞ。

○7番（淡路孝也） 説明はわかりました。使い方の部分でですね、風除室が一応銀行のほうに無償貸付けなりますけども、そこは医療機関との使用の部分のですね、責任と言いますか、その辺の管理的なものですよねどのように調整するのか。この入り口の部分、一応ダブってしまうと言いますか。そのへんのところどのように考えていますか。

○議長（加藤徳良） はい、総務課長。

○総務課長（淡路博之） こちらは、まずは山下医院さんと秋田銀行さんで取り決めをしていただくということを前提としております。

○7番（淡路孝也） はい、わかりました。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。4番 桐越博樹さん

○4番（桐越博樹） 関連して、建物、土地はなんもそれでいいんですけど、駐車場ちょっと心配する声が出てます。ATMがそのままっちゃうことで、患者さん使うようになれば、今までの山下医院の駐車場からすれば狭いんですよ。その点、今後何か対策を打とうとしてるのかそのへんを伺います。

○議長（加藤徳良） はい、総務課長。

○総務課長（淡路博之） 今回、駐車場の話も出ておりました。ATMとして利用するために秋田銀行さんのほうに除雪等お願いしたいなというふうに考えております。それであと、山下医院で使うときも使わせていただけるような取り決めをしていただければなというふうに考えております。

○4番（桐越博樹） 4番どうぞ。

○4番（桐越博樹） いや、そうじゃなくて。全体的に狭いためにや、ATMの人も使う、患者さんも使うなればちょっと狭いんじゃないかっちゃう声が出ています。それで、患者さんてすぐ帰らねんですが。そうなれば患者さんの車が入ってれば、今度ATMが路上駐車とかなってしまいうために、その辺を心配する声が出てますので、何か対応はされるんですかって聞ける。もしあれば。

○議長（加藤徳良） はい、総務課長。

○総務課長（淡路博之） それは危惧しておりますが、いとかさんという話もあったんですが、そこまでまだお話はしておりません。ので、今のところであると、役場の前とか、そんなに遠くないですから。そちらのほうを考えているところであります。

○議長（加藤徳良） はい、補足説明を町長どうぞ。

○町長（佐々木文明） 心配されることはその通りだと思います。ですから、町がですね中に入って、山下医院さんあるいは、いとかさんと周辺の事業者さんと協議しながら有効に活用できればというふうに思っております。

○4番（桐越博樹） わかりました。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。採決いたします。議案第69を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第6 議案第70号「令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

説明を求めます。生活環境課長

○生活環境課長（村岡徳一） 補正予算書をお願いします。議案第70号について説明いたします。令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第2号） 第1条令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中「不足する額192千円」を「不足する額9,192千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額192千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,390千円、過年度分損益勘定留保資金7,802千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第4款 資本的支出 既決予定額49,745千円、補正予定額9,000千円、合計58,745千円。
上記、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものであります。
最後の頁、6頁7頁をお願いいたします。実施計画明細になります。資本的収入及び支出の

支出になります。4款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 施設改良費ですが、委託料として藤里水源地（粕毛用）ですけども、こちらの自家発電設備の更新詳細設計業務委託として9,000千円計上しております。自家発電装置、約50年近く経過しておりまして、調子のほうもだいぶ悪くなっております。現在の建物の中に自家発電装置ございますけども、現在の建物を利用してっていうのはなかなかできないということで、建物も含めてですね、更新していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 補正予算の増額の趣旨は理解しました。予算書のほうのですね、総則の第2条のところ、仕組みがちょっとわかりにくいので、ちょっとかみ砕いて教えてもらえませんか。資本的支出の第2条の内容ですね。このところもう1回説明お願いします。

○議長（加藤徳良） はい、生活環境課長。

○生活環境課長（村岡徳一） 予算書内の予算書の第4条 資本的支出の部分で、当初不足する額を192千円としておりましたけども、今回の9,000千円こちらのほうを足して、不足する額を9,192千円とします。消費税分として192千円でございますけども、今回9,000千円、設計委託料を計上するにあたりまして、9,000千円の内、消費税分も出てまいりますので、収支の差し引きの関係からこういうような金額の設定となっております。

○7番（淡路孝也） はい、わかりました。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。4番 桐越博樹さん

○4番（桐越博樹） すいません。場所、具体的に。粕毛のってなってますけど、説明願います。

○議長（加藤徳良） はい、生活環境課長。

○生活環境課長（村岡徳一） ぶどう畑の下の田んぼの中。圃場整備。

○4番（桐越博樹） 清水岱か。

○生活環境課長（村岡徳一） はい、清水岱の下のところですね。あそこが粕毛と藤琴の水源地になっておりまして、粕毛の機械設備はあそこの田んぼの中にございますので、その場所になります。

○4番（桐越博樹） わかりました。

○議長（加藤徳良） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。採決いたします。議案第70号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 以上で本臨時会に提案されました議案は議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第2回藤里町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時22分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和 年 月 日

藤里町議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員